

# アムンディ 環境・気候変動対策ファンド

愛称:グリーン・ワールド

追加型投信/内外/株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

■ 委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

■ 受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社りそな銀行

■ 委託会社の照会先 ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン **0120-202-900** (2021年6月30日まで) **03-3593-5911**※(2021年7月1日から)  
(受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ※通話料は有料です

ホームページ <https://www.amundi.co.jp>

## アムンディ・ジャパンから皆さまへ

空気や水、資源やエネルギーは、守り受け継ぐべきものとして、これまでも環境対策やクリーンエネルギーに注目が集まる時期がありました。しかし、2010年代にはいつてからの環境関連市場は、企業の意識の変化や技術革新を受けて、成長市場として急速に変貌を始めています。

国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の中で環境が大きなテーマとされていること、気候変動問題への関心の高まり等から、世界規模で環境への意識改革が進んでいます。意識の変化は、行動の変化へとつながり、環境問題に積極的に取り組む企業が評価されるとともに、技術革新と歩調を合わせ、環境関連市場は今後の成長市場として注目される市場となったのです。

アムンディ・ジャパンは環境関連市場の成長を捉え、次の世代に地球の財産を引き継いでいく一助として「アムンディ環境・気候変動対策ファンド」を日本のおお客様にご提供します。アムンディグループのリサーチ力・運用力を結集し、環境や気候変動問題に対して、責任ある投資を行ってまいります。

なお、当ファンドは世界の株式に投資を行うため価格変動リスクを伴います。商品の選択・購入につきましては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

2021年3月  
アムンディ・ジャパン株式会社

### ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う「アムンディ環境・気候変動対策ファンド」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年3月16日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

#### 【委託会社の情報】

委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2020年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆3,712億円(2020年12月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主に世界の株式等に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 投資信託証券\*への投資を通じて、環境・気候変動の課題解決に貢献する企業の株式に投資します。

\*投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。

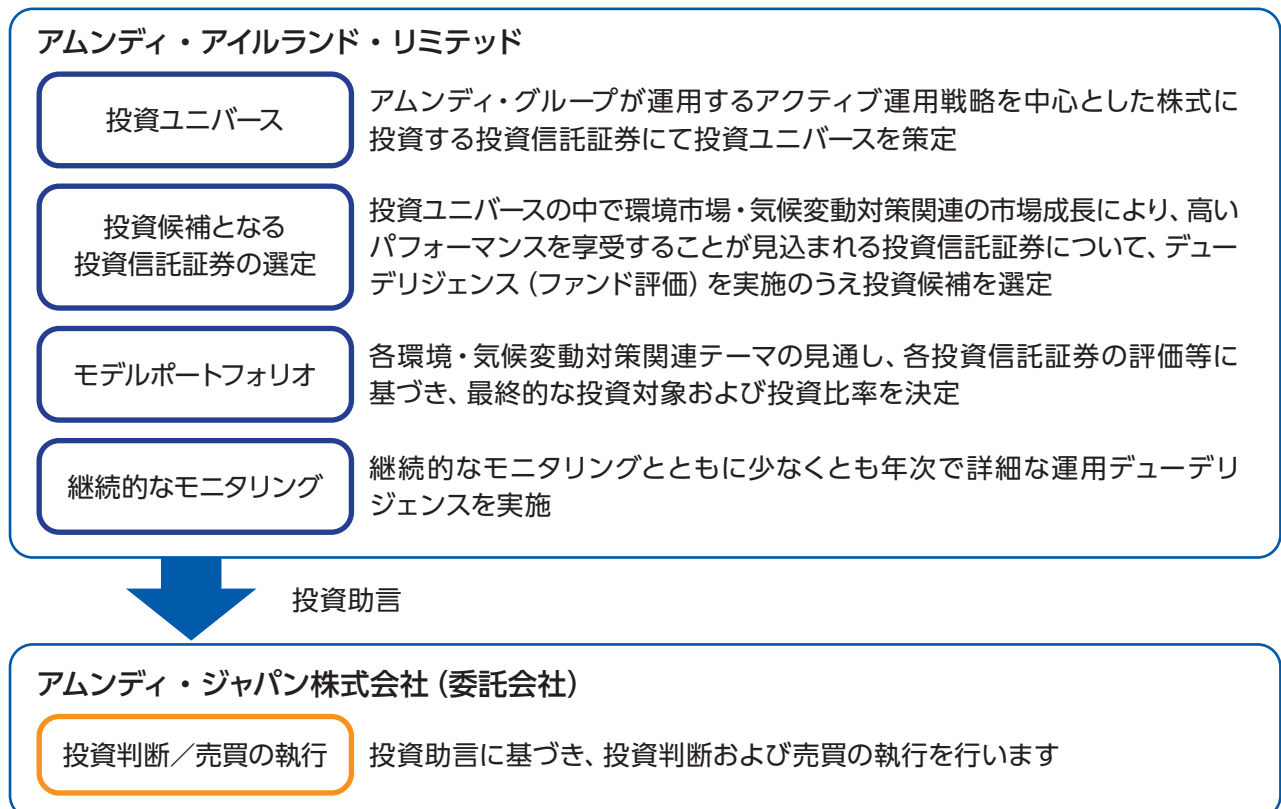
- 主としてアムンディ・グループ\*が運用する環境・気候変動の課題解決に貢献する企業の株式に投資する投資信託証券に投資します。

\*アムンディ・グループには、フランス・パリに本拠を置くアムンディの他、その子会社であるCPRアセットマネジメント、KBIグローバル・インベスター・リミテッド等の運用会社を含みます。

### 2 各環境・気候変動対策関連テーマの見通しと各投資信託証券の評価等に基づき、投資する投資信託証券および投資比率を決定します。

- 運用に当たっては、アムンディ・アイルランド・リミテッドからの投資助言を受けます。

#### 【運用プロセス】



\*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更される場合があります。

### 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

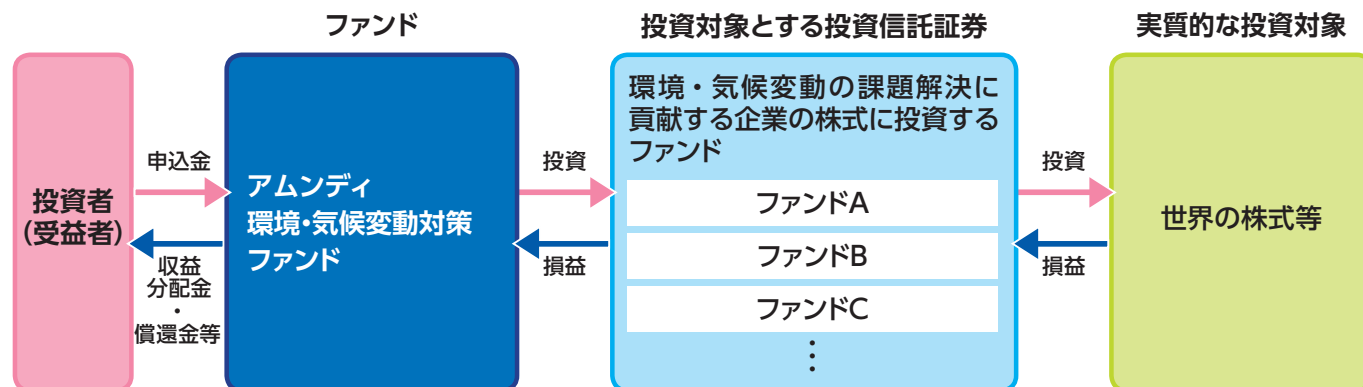


# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

【イメージ図】



\* 投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により適宜変更されます。

## 収益分配方針

年2回決算(原則として毎年3月および9月の各25日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 主要投資対象とする投資信託証券の概要

Amundi Funds グローバル・エコロジー・ESG	
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	世界各国の環境関連企業の株式に投資し、中長期的な資産の成長を目指します。
運用会社	アムンディ・アイルランド・リミテッド
信託報酬	年率0.60%以内

CPR Invest - クライメート・アクション	
ファンドの形態	ルクセンブルク籍会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	気候変動の影響を抑制することに責任を持って取り組み、ESGの評価で一定の水準を満たす日本を含む世界の企業の株式に投資し、長期的(最低5年)に世界株式市場をアウトパフォームする事を目的とします。また、国連の定める持続可能な開発目標(SDGs)の気候変動に関する目標に適合する事を目的とします。
運用会社	CPRアセットマネジメント
信託報酬	年率0.62%以内

KBI Funds ICAV - KBI ウォーター・ファンド	
ファンドの形態	アイルランド籍会社型投資信託(米ドル建)
投資目的	水関連企業の株式に投資を行い、信託財産の成長を目指します。
運用会社	KBIグローバル・インベスター・リミテッド
信託報酬	年率0.62%以内

KBI Funds ICAV - KBI エナジー・ソリューション・ファンド	
ファンドの形態	アイルランド籍会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	エネルギー関連企業の株式に投資を行い、信託財産の成長を目指します。
運用会社	KBIグローバル・インベスター・リミテッド
信託報酬	年率0.62%以内

KBI Funds ICAV - KBI グローバル・サステナブル・インフラストラクチャー・ファンド	
ファンドの形態	アイルランド籍会社型投資信託(ユーロ建)
投資目的	インフラストラクチャー関連企業の株式に投資を行い、信託財産の成長とS&P グローバル・インフラストラクチャー・インデックス*をアウトパフォームする事を目指します。 *S&P Dow Jones Indices LLCの登録商標です。
運用会社	KBIグローバル・インベスター・リミテッド
信託報酬	年率0.67%以内

◆上記内容は本書作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### 価格変動リスク



株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

### 為替変動リスク



ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

### 信用リスク



ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

### 流動性リスク



短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

### カントリーリスク



海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### ① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

### ② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

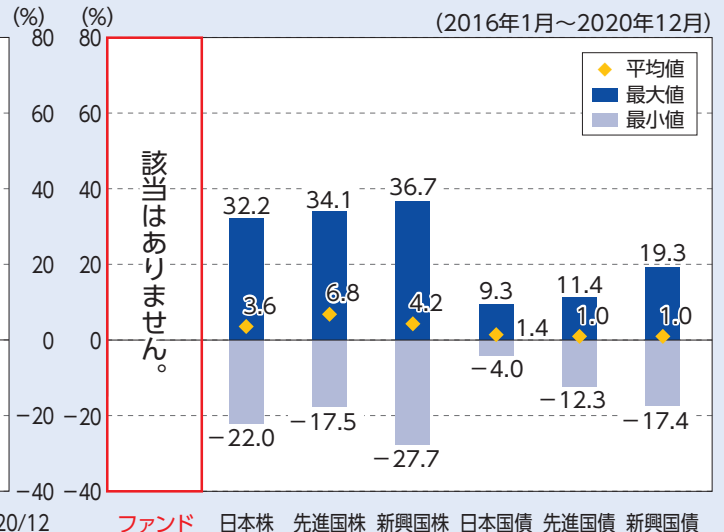
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## (参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- \* ファンドの運用は2021年4月9日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって各グラフにおけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移について該当はありません。
- \* ②のグラフは2016年1月から2020年12月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- \* 年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- \* ②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数について

### 日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

### 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。



# 運用実績

ファンドは2021年4月9日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。


## 年間収益率の推移


該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。


◆運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等


## お申込みメモ

<p>購入時</p> 	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

<p>換金時</p> 	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社においてお支払いします。

<p>申込について</p> 	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受付けません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ルクセンブルクの銀行休業日</li> <li>●アイルランドの銀行休業日</li> <li>●ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>●米国証券業金融市場協会が定める休業日</li> <li>●12月24日</li> <li>●委託会社が指定する日</li> </ul>
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 <sup>*</sup> までに購入・換金のお申込みができます。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	当初申込期間：2021年4月1日から2021年4月8日までとします。 継続申込期間：2021年4月9日から2022年6月24日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

 その他	信託期間	2026年9月25日までとします。(設定日：2021年4月9日)
	繰上償還	委託会社は、ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決算日	年2回決算、原則として毎年3月および9月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は2021年9月27日とします。
	収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円です。
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年3月および9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 〈投資者が直接的に負担する費用〉

購入時手数料	当初申込期間：1口につき1円に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.3% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

# 手続・手数料等

## 〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し<b>年率1.2155% (税抜1.105%)</b>を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。</p> <p>【信託報酬の配分】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.325% (税抜)</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.75% (税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03% (税抜)</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支払方法】 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。</p>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.325% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.75% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率(年率)	役務の内容											
	委託会社	0.325% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	0.75% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価												
受託会社	0.03% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする 投資信託証券	<p><b>上限年率0.67%</b> 各組入投資信託証券の信託報酬については、3ページの主要投資対象とする投資信託証券の概要をご覧ください。</p>													
実質的な 負担の上限	<p>純資産総額に対して<b>年率1.8855% (税込)</b> ファンドの信託報酬年率1.2155%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.67%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p>													
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。														
その他の 費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用</li> <li>●信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)</li> <li>●投資信託財産に関する租税 等</li> </ul> <p>※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 *その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>													

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。



## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2020年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# MEMO

---

(当ページは目論見書の内容ではありません。)



アムンディ環境・気候変動対策ファンド  
愛称: グリーン・ワールド

購入時手数料・購入単位について

① 購入時手数料

購入時手数料の額は、購入金額\*に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。

\* 購入金額 = (申込受付日の翌営業日の基準価額 / 1万口) × 購入口数

購入金額	購入時手数料率
2,000万円未満の場合	3.30% (税抜3.0%)
2,000万円以上5,000万円未満の場合	2.20% (税抜2.0%)
5,000万円以上1億円未満の場合	1.65% (税抜1.5%)
1億円以上5億円未満の場合	1.10% (税抜1.0%)
5億円以上の場合	0.55% (税抜0.5%)

※ 購入時手数料は、当該購入時手数料(税抜)にかかる消費税および地方消費税10%に相当する金額を加算した場合の料率を表記しております。

※ 投信残高フィー(愛称: 投信フレックスプラン)をご利用の場合は、購入時手数料はかかりません。ただし、投信残高フィーをご利用することによる費用が別途発生いたします。詳細は「投信残高フィーに関する契約締結前交付書面」をご確認ください。

※ 別途定める場合はこの限りではありません。

(ご参考)

口数指定で購入する場合

例えば、基準価額10,000円の時に300万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。

購入金額 = (10,000円 / 1万口) × 300万口 = 300万円

購入時手数料 = 購入金額(300万円) × 3.30%(税込) = 99,000円

となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額309万9,000円をお支払いいただくこととなります。

金額指定で購入する場合

購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう

購入口数を計算します。

例えば、300万円の金額指定で購入する場合、指定金額の300万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、300万円全額が当該投資信託の購入金額とはなりません。

② 購入単位

[当初申込期間] 300万円以上1円単位\*または300万口以上1口単位

\* 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて300万円以上1円単位でご購入いただけます。

[継続申込期間] 100円以上1円単位\*または100口以上1口単位

\* 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて100円以上1円単位でご購入いただけます。

大和証券株式会社

※ 本資料は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。

※ 上記の情報の作成主体は、大和証券株式会社であり、作成責任は、大和証券株式会社にあります。

## 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）  
この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
本社所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：F I NMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 F I NMAC（連絡先：0120-64-5005）を利用いただけます。
資本金	1,000 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始年月日	平成 11 年 4 月 26 日
連絡先	大和証券コンタクトセンター（0120-010101）又はお取扱窓口までお問合せください。 なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター（0120-050505）までお問合せください。 また、お客様相談センター（03-5555-2222）では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。 大和証券ホームページ：www.daiwa.jp

目論見書のご請求・お申込みは…

# 大和証券

Daiwa Securities

- ◆ この書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。
- ◆ 上記の情報の作成主体は、大和証券株式会社であり、作成責任は、大和証券株式会社にあります。